



市の措置に関する賛否両論を市事務官に提出することができない日付の有権者への通知

アーバイン市において、2024年3月5日（火）に、本市の有資格有権者に提出する以下の問題について、特別市選挙を実施することをここに通告します。

(i) 市議会の議員を5名から7名に増やし、新しい議員は市長と6名の議員で構成され、(ii) 6名の議員の選挙区を市議会決議第23-88号に記載された選挙区の境界線とし、特別選挙から地区別選挙に移行することを規定する市憲章の改正案を採択しますか？	是
	否

さらに、選挙のための討論文と有権者情報ガイドを準備し印刷するために合理的に必要な時間に基づいて、市事務官は、第4条に規定されているように、有権者に印刷し配布するために、市の施策（複数可）に対する賛否の弁論を書記官に提出することができない日として、掲示されている通常の業務時間内である2023年10月24日（火）を確定したことを通知します。弁論は、カリフォルニア州アーバイン市役所に、それを提出する著者の印刷された氏名と署名、または組織を代表して提出される場合は組織名、およびその主要役員の少なくとも1人の印刷された氏名と署名を添えて、市事務官に提出するものとします。市事務官が定めた期日を含むまで、弁論は変更または撤回することができます。

さらに、市議会は、反対する直接弁論の著者によって提出された250語を超えない反駁論拠は、直接弁論の最終提出日から10日以内に、それを提出する著者の印刷された氏名と署名、または組織を代表して提出される場合は組織名、およびその主要役員の少なくとも1人の印刷された氏名と署名を添えて、市事務官に提出することができますと決定したことを通知します。

さらに、選挙法の権限に基づき提出された条例、公平な分析、または直接弁論は、弁論および分析（複数可）の提出期限から 10 暦日以上、市事務官で公開検査が可能であることを通知します。選挙法に基づいて提出された反駁論據は、反駁論據の提出期限から少なくとも 10 日間、市書記局で公開審査を受けることができます。

直接弁論および反駁論據は、義務付けられた公開審査期間を含め、以下の通りです。

提交的文件：

截止日期：

直接論據/客観分析：
10 日間の公開審査

2023 年 10 月 24 日（截至下午 5:30 時）
2023 年 10 月 25 日～11 月 3 日

反駁論據
10 日間の公開審査

2023 年 11 月 03 日（下午 5:00 之前）
2023 年 11 月 4 日～11 月 13 日



Carl Petersen
市事務官

2023 年 10 月 11 日

日付